

# 京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町  
発行所 京 都 府  
政 策 法 務 課  
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入  
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社  
電話 (075) 441-3155

## 目 次

告 示	ページ
○救急病院である旨の告示 (医療課)	285
○保安林の指定施業要件の変更 (南丹広域振興局)	〃
○保安林の指定施業要件の変更予定 (丹後広域振興局)	〃
○道路の区域変更 (山城北土木事務所)	286
○道路の供用開始 (〃)	〃
○随意契約の相手方の決定 (京都府営水道事務所)	〃
公 告	
○土地改良区役員の就退任届 (農村振興課)	287

○土地改良区の定款変更の認可 (山城広域振興局)	287
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知の公告 (〃)	〃
○都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧 (中丹東土木事務所)	288
○都市計画法に基づく工事完了 (乙訓土木事務所)	〃
教 育 委 員 会	
○落札者の決定	〃

## 告 示

### 京都府告示第205号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

令和6年4月23日

京都府知事 西 脇 隆 俊

名 称	所 在 地	認 定 年 月 日	認 定 期 限
社会福祉法人 照会伏見桃山 総合病院	京都市伏見区下油掛町895	令 6. 4. 1	令 9. 3. 31

### 京都府告示第206号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和6年4月23日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
南丹市（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 変更後の指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を京都府南丹広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、南丹市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）

### 京都府告示第207号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和6年4月23日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
京丹後市久美浜町二俣小字石本10058の15、10060の10、10060の22、10060の27、10060の28、10060の30、10060の39、10060の44から10060の46まで、10060の49から10060の51まで、10060の55から10060の60まで、10060の62
  - 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、京丹後市役所においてその関係書類を閲覧することができる。）



京都府告示第208号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和6年4月23日から令和6年5月7日まで縦覧に供する。

令和6年4月23日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 大津宇治線
- 3 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宇治市六地藏町並39の11地先から	前	最小 11.3 m	15.6 m
		最大 11.7	
宇治市六地藏町並39の15まで	後	最小 11.7	
		最大 15.6	

- 4 縦覧場所 京都府山城北土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第209号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。  
なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和6年4月23日から令和6年5月7日まで縦覧に供する。

令和6年4月23日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 大津宇治線
- 3 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
宇治市六地藏町並39の11地先から 宇治市六地藏町並39の15まで	令和6年4月23日

- 4 縦覧場所 京都府山城北土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第210号

随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和6年4月23日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 調達の名称及び数量
  - (1) 京都府営水道事務所宇治浄水場で使用する電力調達 一式
  - (2) 京都府営水道事務所木津浄水場で使用する電力調達 一式
  - (3) 京都府営水道事務所乙訓浄水場で使用する電力調達 一式
  - (4) 京都府営水道事務所木津浄水場導水ポンプ所で使用する電力調達 一式
  - (5) 京都府営水道事務所久御山広域ポンプ場で使用する電力調達 一式
- 2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
京都府営水道事務所総務企画課  
宇治市宇治下居64番地
- 3 契約日

令和6年3月7日

4 契約の相手方の名称及び住所  
日本エネルギー総合システム株式会社  
高松市林町1964番地1

5 契約金額  
(1) 59,962,200円  
(2) 62,169,000円  
(3) 78,274,200円  
(4) 21,101,920円  
(5) 21,643,380円

6 契約の方法  
随意契約

7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号

**公 告**

長法寺土地改良区の役員の改選に伴い、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり新旧役員の氏名及び住所の届出があった。

令和6年4月23日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 就任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
長岡京市長法寺力池1の1	小 林 斎 司
京都市西京区御陵大枝山町五丁目8の9	長 尾 正 春
長岡京市長法寺力池9の5	宇 津 恵 造
〃 〃 北溝口6の1	佐 藤 喜 彦
〃 〃 清水ヶ瀬16の3	藪 内 豊
〃 〃 南野10の1	長 尾 光 章
〃 〃 南谷5	竹 中 伸 一

(2) 監事

住 所	氏 名
長岡京市長法寺山ノ下23	上 林 彰

長岡京市長法寺川原谷2	藤 井 伸 一
〃 〃 清水ヶ瀬5の60	道 尾 利 之

2 退任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
京都市西京区御陵大枝山町五丁目8の9	長 尾 正 春
長岡京市長法寺力池9の5	宇 津 恵 造
〃 〃 北溝口6の1	佐 藤 喜 彦
〃 〃 力池1の1	小 林 斎 司
〃 〃 南野10の1	長 尾 光 章
〃 〃 清水ヶ瀬16の3	藪 内 豊

(2) 監事

住 所	氏 名
長岡京市長法寺山ノ下23	上 林 彰
〃 〃 川原谷2	藤 井 伸 一

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、綴喜西部土地改良区の定款の変更を令和6年4月15日認可した。

令和6年4月23日

京都府知事 西 脇 隆 俊

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知をする相手方の所在が不分明のため、同法第189条の規定により、その通知の内容を南山城村役場に掲示し、その要旨を次のとおり公告する。

令和6年4月23日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 通知の相手方の登記簿記載の住所及び氏名  
京都市中京区衣棚通夷川下る堅大恩寺町733番地2  
植田 喜裕  
交野市大字星田3523番地  
杉本 興
- 2 通知の要旨
  - (1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
  - (2) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、指定された目的及び指定施業要件については、令和6年京都府告示第101号による。



綾部市から綾部都市計画下水道（綾部市公共下水道）の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府中丹東土木事務所において縦覧に供する。

令和6年4月23日

京都府知事 西 脇 隆 俊



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和6年4月23日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域  
乙訓郡大山崎町字円明寺小字鳥居前61の2、61の5から61の7まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称  
東京都千代田区飯田橋二丁目18の2  
大和ハウスリアルティマネジメント株式会社

---

## 教 育 委 員 会

---

京都府教育委員会教育長告示第3号

落札者を次のとおり決定した。

令和6年4月23日

京都府教育委員会  
教育長 前 川 明 範

- 1 業務の名称及び数量  
京都府立学校における学習用端末保守・サポート業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
京都府教育庁指導部高校教育課（京都府庁第3号館4階）  
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- 3 落札決定日  
令和6年4月1日
- 4 落札者の名称及び所在地  
S B C & S株式会社  
東京都港区海岸一丁目7番1号 東京ポートシティ竹芝オフィスタワー
- 5 落札金額  
113,788,400円
- 6 契約の方法  
一般競争入札
- 7 入札公告日  
令和6年2月9日